

議案第11号説明資料

令和8年2月13日

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～3
参考 関係法令	4

選挙管理委員会

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

選挙長職務代理人及び開票管理者職務代理人の報酬及び費用弁償については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）に規定はないものの、選挙時のコンプライアンスの保持及び円滑な選挙運営を執行するため、選挙執行に従事する者として、本条例別表に新たに規定を追加するとともに、併せて支給に関する規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 選挙長職務代理人及び開票管理者職務代理人の報酬額等について

ア 選挙執行に従事する選挙長職務代理人及び開票管理者職務代理人について、条例別表に規定を追加し、併せて報酬の額及び費用弁償の額を定めるよう改めます。

当該職務代理人は、選挙執行時に選挙長又は開票管理者に事故があり、又は欠けたときは、速やかに交代できる体制をとるとともに、選挙長又は開票管理者の事務補助を行うことから、選挙長等と同額を規定するものです。

【参考】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（選挙執行経費基準法）及び大磯町条例に規定する報酬額

【改正前】

区 分	選挙執行経費基準法	大磯町報酬条例の額
選挙長	日額 12,200 円	日額 12,200 円
開票管理者	日額 12,200 円	日額 12,200 円



【改正後】

区 分	選挙執行経費基準法	大磯町報酬条例の額
選挙長	日額 12,200 円	日額 12,200 円
選挙長職務代理人	—	日額 12,200 円
開票管理者	日額 12,200 円	日額 12,200 円
開票管理者職務代理人	—	日額 12,200 円

イ 報酬の支給について、選挙長及び開票管理者と同様に、開票を開始した日から翌日まで引き続いて職務に従事したときは、開票を開始した日の職務とみなす規定に改めます。

(2) 施行期日等

公布の日からの施行とし、公布の日以後の職務に対する報酬から適用することとします。

大磯町特別職職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (報酬の支給)</p> <p>第3条 特別職の職員の就職、退職又は死亡の場合における報酬の支給方法は、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第6条の例による。</p> <p>2 <u>選挙長、選挙長職務代理人、開票管理者、開票管理者職務代理人、開票立会人及び選挙立会人が、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続き</u>いて職務に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該翌日の職務を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p> <p>第4条・第5条 省略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の大磯町特別職職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定中、日額に係る報酬の額は、公布の日以後の職務に対する報酬から適用し、同日前における職務に対する報酬については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (報酬の支給)</p> <p>第3条 特別職の職員の就職、退職又は死亡の場合における報酬の支給方法は、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第6条の例による。</p> <p>2 <u>選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続き</u>いて職務に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該翌日の職務を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p> <p>第4条・第5条 省略</p>

改正案

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員 ～	省略 ～	省略 ～
選挙管理委員会補充員 選挙長	省略 日額 12,200 円	省略 同上
選挙長職務代理者 投票所の投票管理者 ～	省略 ～ 日額 12,200 円	同上 同上
開票管理者 開票管理者職務代理者 投票所の投票立会人 ～	省略 ～ 日額 12,200 円 省略 ～	省略 ～ 同上 省略 ～
名誉町民選挙委員会委員	省略	省略

現行

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員 ～	省略 ～	省略 ～
選挙管理委員会補充員 選挙長	省略 日額 12,200 円	省略 同上
投票所の投票管理者 ～	省略 ～	省略 ～
開票管理者 投票所の投票立会人 ～	省略 ～ 日額 12,200 円 省略 ～	省略 ～ 省略 ～
名誉町民選挙委員会委員	省略	省略

関係法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

以下、抜粋

〔報酬等〕

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。